

平成29年 第12回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年11月6日(月) 13時30分

2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 全員協議会室

3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	欠席	2	木下 弘一	3	岡 善男
4	樋 田 都	5	森 博文	6	河野 誠子
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	萩森 敏久	14	二宮 政明	15	若松 勲
16	橋岡 武志	17	土居 敬幸	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○農地利用最適化推進委員

1番 岡本 浩孝委員

○出席職員

事務局長 高島 浩

事務局次長 岡本 正洋

事務局 阿部 真土、井上 義雅

○欠席委員

農業委員 1番 川本 英治委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第63号 国有農地の売払いに係る農地法第3条の許可の適否の確認
について 1件

議案第 64 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 について（所有権移転）	3 件
議案第 65 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 について（利用権貸借）	6 件
報告第 7 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	3 件

第 4 協議事項

- ・農業委員会新年会の開催について
- ・平成 29 年度東京市場及び流通調査視察研修について
- ・平成 29 年第 13 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、平成 29 年第 12 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

本日の出席委員は 19 人中、18 人で総会成立の定足数に達しております。本日の欠席委員は、「1 番、川本 英治委員」1 人でございます。

それでは、二宮会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(二宮会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思えます。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「9 番、鎌田 長和委員」、「10 番、松良 公人委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第 62 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。
番号 16、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 62 号、番号 16 について説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,459 m²」、外 10

筆、計「19,106 m²」、3条使用貸借です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「〇〇〇〇農業後継者に農地を一括して無償で貸与したい」。譲受人は「農地を借り受け、農業経営者として効率的かつ安定的な農業経営に努めたい」であります。

譲受人の経営面積「235.9a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 番号 16 を説明します。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、親子関係でありまして、〇〇〇〇さん、来年の2月には〇〇〇〇歳を満年齢で迎えるということで、〇〇〇〇に経営移譲をしたいということでございます。

〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇とても熱心な方でございますので、特段問題ないと思いますが、ご審議よろしく願います。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 17、事務局の説明を求めます。

事務局 番号17、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「958 m²」、
外7筆、計「5,393 m²」、3条有償移転です。
譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
申請事由としては、譲渡人は「遠くに居住しており、管理ができないので売却したい」。譲受人は「所有農地の隣接地なので、購入して農地の集団化を図りたい」であります。
譲受人の経営面積「253.2a」。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

15番 番号17を説明します。
〇〇〇〇さんは、昔から〇〇〇〇でして、〇〇〇〇亡くなられました、住居の方も売り渡しており、農業にも従事されておられません。
〇〇〇〇さんは、熱心に農業をやる方で、集約化をするために、近くに〇〇〇〇さんの園地があるので、有償売却となりましたのでよろしくをお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議 長 続きますして、番号 18、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 18、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「789 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「管理が行き届かなくなってきたので売却したい」。譲受人は「便利な場所なので取得して農業経営規模を拡大したい」であります。

譲受人の経営面積「0a」とはなっていますが、〇〇〇〇経営耕地面積が「5,136 m²」であるとの耕作証明書が提出されています。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

16 番 譲渡人の〇〇〇〇さんは、1 人で農業をしていたのですが、管理が行き届かなくなったので売却したいとのこと。

譲受人の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇さんの園地を取得して農業経営規模を拡大したいとのこと。

〇〇〇〇さんは長年農業をしており、耕作に必要な機械の所有、技術等を勘案して適切な耕作ができると認められます。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、議案第 63 号「国有農地の売払いに係る農地法第 3 条の許可の適否の確認について」
番号 1、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 国有農地の売払いに係る議案審議につきましては、あまり例がありませんので、説明をさせていただきます。
農家に売り渡す目的で、戦後に自作農特別措置法や農地法に基づき農林水産省が買収した土地を農業目的で売払うためには、売渡相手方が農家資格を有するかどうかを確認する必要があります。
この度、中国四国農政局長より売払いに係る申請者が農地法第 3 条の許可が得られるものであるかどうか確認するよう依頼がありましたので、ご審議をお願いするものであります。
それでは、議案第 63 号、番号 1 について説明します。
番号 1、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「580 m²」、外 1 筆、計「683 m²」、有償移転です。
譲渡人〇〇〇〇。
譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
申請事由としては、譲受人は、「国有農地の売払いを受け、農業経営の拡充を図りたい」であります。
譲受人の経営面積「224.1a」。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 1 6 番 番号 1 を説明します。
譲受人の〇〇〇〇さんの園地と国有農地は、隣接しております。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇にもなっており、果樹園も大変がんばっておられますので、よろしいのではないかと私は思います。
よろしく申し上げます。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

3 番 今まで、国有農地を誰が維持管理されていたのですか。
現況地目が樹園地となっているということは、誰かが維持管理されていた経緯があると思いますが、そのあたり分かるようでしたらお願いいたします。

事務局 譲受人の〇〇〇〇さんのお父さん〇〇〇〇さんが耕作をされていて、〇〇〇〇さんが購入する予定でしたが、お亡くなりになられたということで、〇〇〇〇が購入することとなったと聞いています。

議長 その他ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 64 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」番号 41、42、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 64 号、番号 41、42 について説明します。
番号 41、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「358 m²」です。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「342.4a」、売買価格〇〇〇〇。

番号 42、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「321 m²」、外 2 筆、計「889 m²」です。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、売買価格〇〇〇〇。

なお、〇〇〇〇の経営面積は、「0a」となっておりますが、父〇〇〇〇の所有する農地「210a」を耕作しているため、経営改善計画書

の提出は求めています。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

推進委員

1 番

まず、番号 41 を説明します。

所有権を移転する者〇〇〇〇さんは、高齢で病気ということもあり、モノラックも共同ということもありまして、〇〇〇〇との売買となっております。

また、耕作にあたりまして改植が必要となりますので、〇〇〇〇の売買価格となっております。

続きまして、番号 42 です。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇というような位置付けで頑張っている方であります。

また、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが親戚関係ということもありまして、売買価格は〇〇〇〇となっております。

ご審議、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 43、事務局の説明を求めます。

事務局

番号 43 について説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,205 m²」、外 2 筆、計「2,765 m²」です。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「158a」、

売買価格〇〇〇〇。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 番号 43 を説明します。

所有権を移転する者〇〇〇〇さんは、だいぶ高齢になって、もうできないということで、〇〇〇〇さんの所が耕作をしていました。

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇をしております〇〇〇〇頑張っていてくれるのではないかと思います。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 65 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」番号 172、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 65 号、番号 172 について説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「7,505 m²」、外 3 筆、計「11,640 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「253.2a」、賃借料〇〇〇〇、期間「4 年 5 カ月」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

2番 番号172を説明します。
利用権を設定する者〇〇〇〇さんにつきましては皆さんご存知のとおり、〇〇〇〇されております。また、大変広い面積を〇〇〇〇で耕作されておりました、〇〇〇〇でされております。
それで、隣接地の〇〇〇〇さんに貸すという形で、〇〇〇〇さん〇〇〇〇という会社を起業しており、柑橘専門のジュース、ドライフルーツ等の販売をしております。そのようなことで十分やっていけると思っています。
ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号173、174事務局の説明を求めます。

事務局 番号173、174を説明します。
番号173、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「247㎡」、外2筆、計「769㎡」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「189.4a」、期間「5年2カ月」です。
番号174、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「970㎡」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「189.4a」、期間「5年2カ月」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

推進委員

1 番

番号 173 を説明します。

〇〇〇〇さんは、これは、番号 174〇〇〇〇のお母さんにあたります。実際の園地管理は〇〇〇〇さんが行っております。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんと二人で農業をされています。〇〇〇〇さんが〇〇〇〇〇ということもありまして、園地拡大を図った使用貸借であります。ご審議お願いします。

議 長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員

(意見、質問等なし)

議 長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員

(異議なく承認)

議 長

それでは承認することと致します。

議 長

続きまして、番号 175 から 177 一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局

番号 175 から 177 まで一括して説明します。

番号 175、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「690 m²」、外 1 筆、計「1,680 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「170.9a」、期間「1 年 5 カ月」です。

番号 176、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,908 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「303.8a」、期間「14 年 5 カ月」。

番号 177、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「300 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「303.8a」、

事務局

それでは報告第7号、番号20から22まで、一括して説明します。
番号20、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「247 m²」、
外2筆、計「769 m²」です。
賃貸人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
賃借人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
解約の理由「貸借契約を締結するため」であります。
番号21、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「970 m²」、
外1筆、計「1,328 m²」です。
賃貸人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
賃借人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
解約の理由「売買契約及び貸借契約を締結するため」であります。
番号22、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「376 m²」、
外8筆、計「8,987 m²」です。
賃貸人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
賃借人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
解約の理由「賃借人より申し出があったため」であります。
以上です。

議長

報告事項でありますので、以上で終わります。
続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長

それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時15分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

平成29年11月6日

会 長 二 宮 政 明

議事録署名人 鎌 田 長 和

議事録署名人 松 良 公 人